



平成 18 年 11 月 22 日

各 位

株式会社ブロードバンドタワー  
代表取締役社長 中村 高根  
(大証ヘラクレス コード番号: 3776)  
(連絡先) 常務取締役 佐藤 康夫  
03-5573-8181 (代)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 22 日開催の取締役会において、当社第 7 回定時株主総会で承認されました会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の使用人の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、企業価値の向上を図るため。

2. 新株予約権の発行内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
(2) 新株予約権の目的である株式の数	400 株 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行又は自己株式を処分するときは（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 調整前行使価額は、(6) 記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味する。 上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとする。
(3) 新株予約権の総数	400 個

	<p>新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式 1 株とする。但し、上記（２）により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、上記（２）と同様の調整を行うものとする。</p>
（４）新株予約権の割当を受ける者及び割当数	<p>当社使用人 22 名 400 個（一人当たりの割当数 12～52 個）</p>
（５）新株予約権と引換えに払込む金銭	<p>新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。</p>
（６）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、行使価額という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、当初金 275,858 円とする。</p>
（７）新株予約権の割当日	<p>平成 18 年 11 月 23 日</p>
（８）新株予約権の行使期間	<p>平成 20 年 11 月 23 日から平成 25 年 11 月 22 日まで</p>
（９）新株予約権の行使条件	<p>1. 新株予約権者が、自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。</p> <p>2. 新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>3. 2. の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由が認められる場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(ア) 当社又は当社子会社の取締役、監査役である新株予約権者が、任期満了を理由に退任した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合により転籍した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">(ウ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、定年退職した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">(エ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合又は業務上の疾病により解雇された場合</p> <p>4. 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>5. その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第 6 回新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
（10）新株予約権の取得事由及び条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2. 当社は、当社普通株式の終値が、新株予約権の行使に際して出資される財産の 1 株当たりの金額（調整を行う場合は、調整後の行使価額。）の 2 分の 1 を継続して 1 年</p>

	<p>間下回るときは、新株予約権全てを無償にて取得することができる。</p> <p>3. 当社は、新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>4. その他の取得事由及び条件については、当社第7回定時株主総会（平成18年9月22日開催）の決議及び取締役会（平成18年11月22日開催）の決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
(11) 新株予約権の譲渡制限	<p>新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。</p>
(12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とする。但し、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り上げた額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、</p> <p>1. 記載の資本金等増加限度額から1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議 平成18年8月23日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成18年9月22日

以 上